

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案 の概要について

1. 改正の趣旨

国会における立法動向等を踏まえ、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成 17 年政令第 146 号。以下「八号政令」という。）について所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

以下の計 3 本の法律を、国民の生命、身体、財産その他の利益に関わる法律として、八号政令で定める法律に追加する。

- ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）
- ・ 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号）
- ・ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号。特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 25 号）による改正後の法律題名）

3. 施行期日

- (1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律を対象法律に加える規定

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行日（令和 6 年 11 月 1 日）

- (2) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律を対象法律に加える規定

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行日

- (3) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律を対象法律に加える規定

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行日

※ 公布済みの法律や政令で確定しているものについては、具体的な日付を記載している。

以上